

2020年11月17日

各位

大和証券株式会社

アコーディア・ゴルフ・トラスト (ACCORDIA GOLF TRUST) 【P2131】
第2回分配金支払いについて

先般ご案内しておりますアコーディア・ゴルフ・トラスト（以下、AGT）の臨時投資主総会（以下、臨時総会）が2020年9月14日に開催され、議案が承認されたことに伴い第2回特別分配金の支払い予定につきまして、2020年11月12日に下記の通り開示されております。

記

第2回特別分配金（注1）	1 受益証券あたり0.0384シンガポールドル
第2回特別分配金基準日（注2）	2020年11月20日（金）午後5時00分
第2回特別分配金支払予定日（注3）	2020年11月27日（金）

※全てシンガポール現地時間

（注1）「第2回特別分配金」は、アコーディア・ゴルフがAGTに支払う売却対価を原資として支払われる分配金であり、売却対価の5%相当分となります。なお、受益者に支払われる金額については、為替等の要因により変動する可能性があります。

詳細につきましては以下をご確認ください。

<http://accordiagolftrust.listedcompany.com/newsroom/AGT-Second-Tranche-Special-Distribution-Announcement-JP-12-Nov-2020.pdf>

（注2）受益証券は2020年9月30日以降売買が停止されています。

（注3）AGTから現地保管機関へ金銭が支払われる日。

以上

〔税金の取扱いについて〕

第2回特別分配金は配当所得として源泉徴収の対象となります。

個人	分配金に対して所得税 15.315%+住民税 5%
法人	分配金に対して所得税 15.315%

(注4) 一般的な公募国内株式投資信託の「特別分配金(元本払戻金)」とは異なり「普通分配金」と同じ取扱いとなります。

(注5) お客様によっては上記税率ではない場合もございます。

なお、税金の取扱いについては2020年11月17日(火)時点の情報をもとにご案内しております。

ご不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口(本店および各支店)までお問い合わせ下さい。

本お知らせは、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。